視点２　食の安全・安心を育む信頼関係の確立

施策１１　県からの情報発信の強化

現状と課題

平成１７年度に実施した県民アンケート結果では、食の安全・安心のため県に求めるものとして、「わかりやすい情報の提供」、「事件・事故・違反情報の公表」が１位、２位となっており、平成１８年度の調査では、５７．６％が県の情報提供は不十分と答えています。

また、中国製の健康食品による健康被害事例や、食品の誤った摂取方法による健康被害が報道され、県民への正しい知識、情報の提供は必要不可欠となっています。一方、営業施設が原因の食中毒も県内で毎年発生しており、その防止には食品関連事業者への正しい予防知識の普及が必要です。

そのため、県は食の安全・安心に関する様々な情報を収集し、広く県民に対し、正しい情報を迅速にわかりやすいかたちで積極的に発信する必要があります。

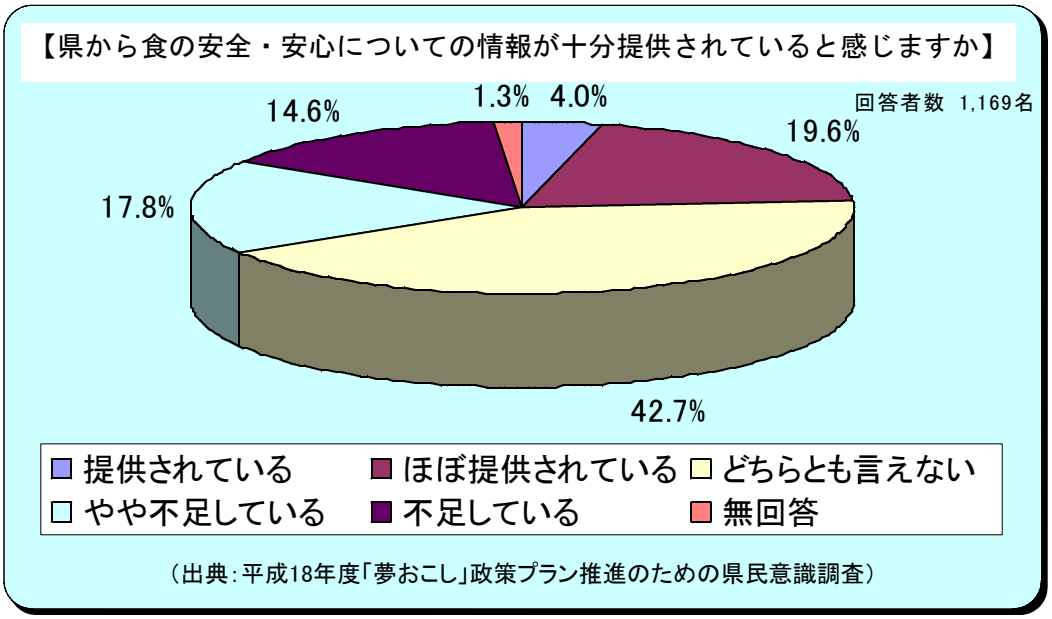

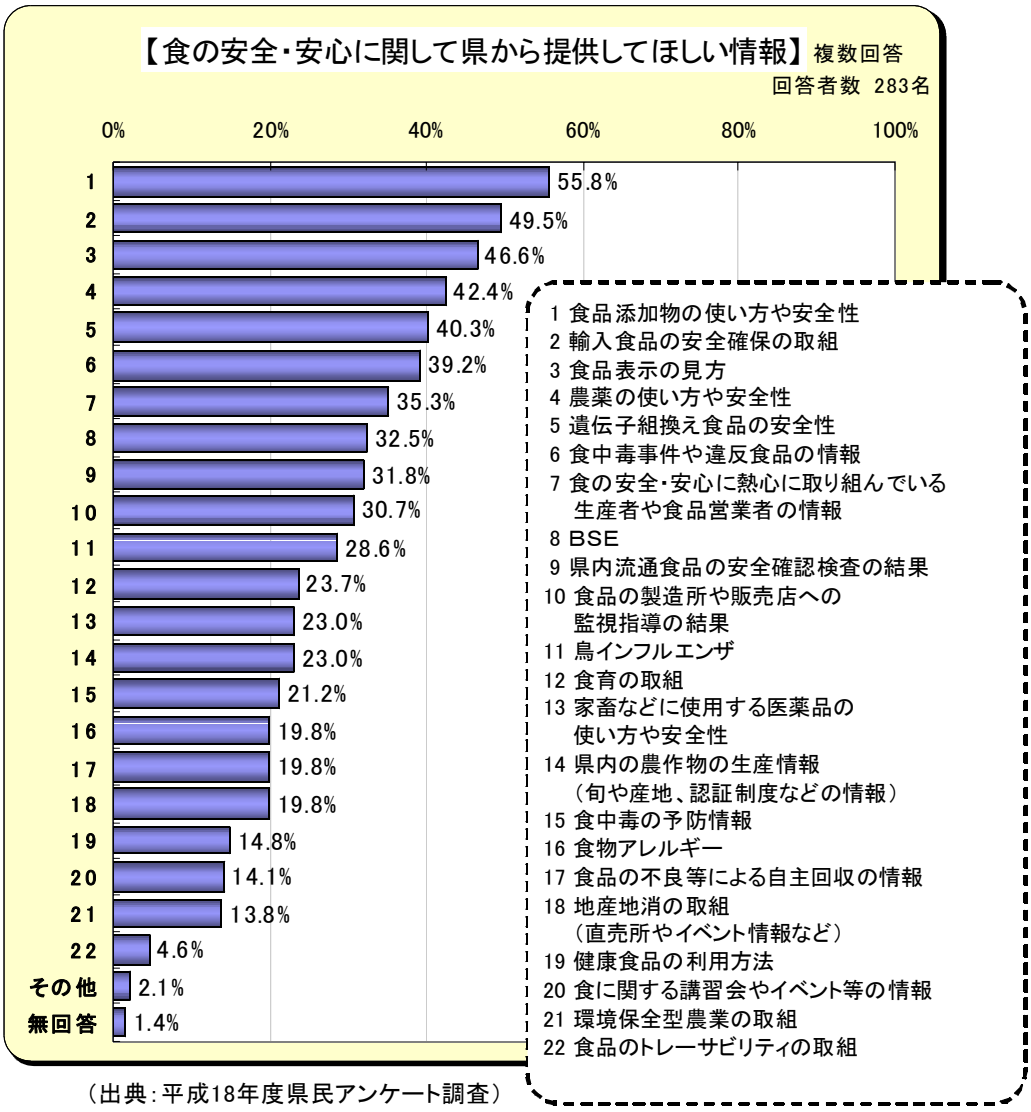

（出典：平成18年度県民アンケート調査）

取 組 方 針

○　県は、様々な媒体を活用し、消費者並びに食品関連事業者に対して、できる限りわかりやすい形での食の安全・安心情報の提供を行います。

県 の 取 組

1　県ホームページによる情報提供

県ホームページ内の「にいがた食の安全インフォメーション」などにより、食の安全・安心に関するあらゆる情報を、総合的かつ体系的に情報発信します。

ホームページ更新情報などは、メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」を通じての情報発信も行います。

☆主な県ホームページ

○　にいがた食の安全インフォメーション（福祉保健部）

　総合的な食の安全情報、食中毒予防情報、検査の情報、営業許可に関する情報、食品衛生法違反者の公表情報など

○　安全・安心で豊かな食と緑の故郷（くに）づくり（農林水産部）

　農林水産に関する総合的な情報、地産地消、特別栽培農産物認証制度、ＢＳＥ・鳥インフルエンザ情報、にいがたの旬や特産品の情報など

2　テレビ、新聞や県の広報紙など県の広報媒体や市町村広報紙、関係団体の機関紙などを活用した情報提供

テレビ、ラジオの県広報番組、新聞の「県からのお知らせ」や「県民だより」、県が発行する各種広報紙、市町村広報紙、関係団体機関紙などを積極的に活用し、食の安全・安心に関する様々な情報を、幅広く発信していきます。

☆活用可能な広報媒体の例

テレビ：新潟県政ナビ（ＢＳＮ）、ほっとホット新潟（ＵＸ）

新　聞：県からのお知らせ（新潟日報）

情報紙：県民だより（広報広聴課）、県民だより地域版（各地域振興局）

　　生活情報にいがた「くらしほっと」（県民生活課）

　　にいがた農総研だより（農業総合研究所）

　　家畜衛生だより（各家畜保健衛生所）

関係団体機関紙：にいがた食の安全（(社）新潟県食品衛生協会）　など

3　食品関連事業者等へのチラシ配布、ファックス送信による情報提供

季節的な食中毒予防情報（腸炎ビブリオ情報、ノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒情報等）や食の安全に関する緊急情報などは、タイムリーな周知が重要であるため、卸売市場等を通じて直接関係者へチラシを配布したり、ファックス送信などにより、重点的に周知します。

4　食品販売店や飲食店を活用した消費者への情報提供

食品販売店や飲食店などの協力を得て、店頭でのポスター掲示やチラシ配布、広告への掲載などを通じ、消費者に対して食の安全・安心に関する様々な情報を提供します。

5　出前講座等の講習会による情報提供

食の安全・安心に関する事項を周知・広報するため、様々な機会を捉え、県の職員等が出向き、「食の安全・安心出前講座」などを行います。

関係者の役割

食品関連事業者：食の安全に関する情報収集を行うとともに、行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、新たな知識の習得に努めます。

　食の安全に関して学んだ知識を、職場や事業者間で共有し、安全・安心な食品の提供に努めます。

消　　費　　者：食の安全に関する情報収集を行うとともに、行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、新たな知識の習得に努めます。

　食の安全に関して学んだことを、家族や知人、友人などと共有し、食品の選択や調理、保存などに活用するとともに、食中毒の予防に取り組みます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	10,936 （平成17年）	20,000	30,000
メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,500人	3,000人
食の安全・安心出前講座開催数	1回	10回	20回
県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	35.0%	50.0%

施策１２　食品関連事業者から消費者への情報提供の推進

現状と課題

近年、企業の社会的責任として適切な情報開示が求められるようになっています。また、平成１７年度に実施した県民アンケート結果でも、食品関連事業者に求めるものとして回答者の約６割が事業者や食品そのものの情報の公開を求めています。

食品関連事業者が消費者に対し適切な情報提供を行うことは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながることから、積極的な情報提供を推進するシステムづくりを進める必要があります。

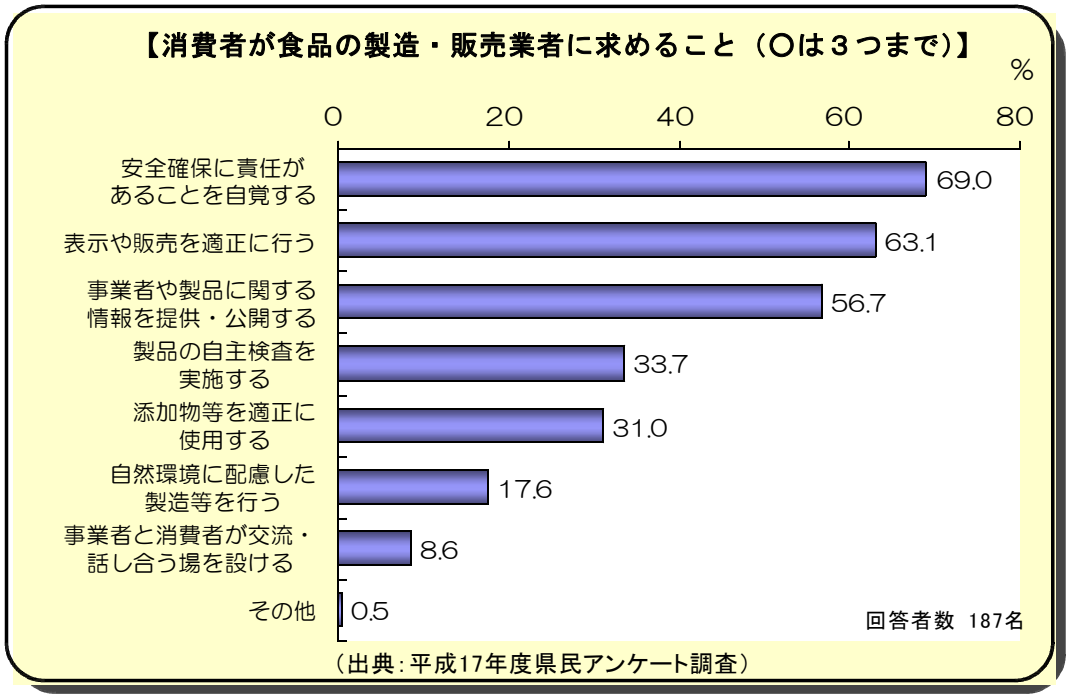

取 組 方 針

○　食品関連事業者が、消費者に対し自らが行う食の安全・安心の取組に関する情報公開を推進します。

県 の 取 組

１　自主基準の設定・公開制度*を活用した、食品関連事業者の情報公開の推進

自主基準の設定・公開制度の検討に際しては、食品関連事業者が行う情報公開の内容や頻度などを県が示すガイドラインに盛り込み、取組を推進します。

２　健康づくりに寄与する取組を行っている飲食店等の情報提供

消費者の健康づくりを推進するため、健康に配慮したメニューや栄養情報等を提供している飲食店等を「健康づくり支援店」に指定し、県のホームページで紹介します。

3　消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供

食品関連事業者から消費者への情報提供の一環として、消費者の見学や研修を受け入れている食品関連事業者の情報を県が収集し、ホームページ等で紹介します。

4　県ホームページを活用した自主回収情報の公開

食品事業者による自主回収情報の県ホームページを活用した情報提供について検討します。

5　トレーサビリティシステムに基づく消費者への情報提供

農林水産物等のトレーサビリティが円滑に運用されるよう支援を行うとともに、消費者に対し、システムの理解と普及を図ります。

6　農業体験を通じた消費者への情報提供

ふれあい農場体験など食品関連事業者が行う生産現場に直接消費者が触れる取組について、県として積極的に支援し、消費者の理解を深めます。

関係者の役割

食品関連事業者：自ら行っている食の安全・安心に関する取組や食品の情報について積極的に公開し、消費者への情報提供に努めます。

農業体験の場の提供や食品製造・流通・販売施設の見学会、消費者との交流会などを積極的に開催し、消費者との相互理解に努めます。

消費者からの問い合わせに対し、正確に答えられる体制づくりに努めます。

消　費　者：食品関連事業者が自ら提供している食の安全・安心に関する情報の収集に努めます。

食品関連事業者の行う農業体験や食品製造・流通・販売施設の見学会、交流会などに積極的に参加し、事業者の食の安全・安心への取組を理解するよう努めます。

また、収集した情報は食品の選択や調理・保存などに活用し、食中毒の予防に取り組みます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
健康づくり支援店指定数	874店	1,250店	1,700店以上
学童等体験活動参加者数（修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生等の数）	87,418 人・日 （平成16年）	110,000 人・日	130,000 人・日

施策１３　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進

現状と課題

食の安全・安心の捉え方は知識や立場、経験の違いなどにより異なっています。

県や食品関連事業者が行っている食の安全に関する様々な取組について消費者の理解を得ることは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながることになります。

平成１７年度に実施した県民アンケート結果でも、回答者は農薬や動物用医薬品の使用について、基準以上の削減を求める傾向がある一方、食品の安全確保に対するコスト意識が低いなど、食品関連事業者の食の安全・安心に関する取組について、意識や考え方に温度差や違いがあると考えられることから、相互理解のため、情報や意見の交換を広く行う必要があります。

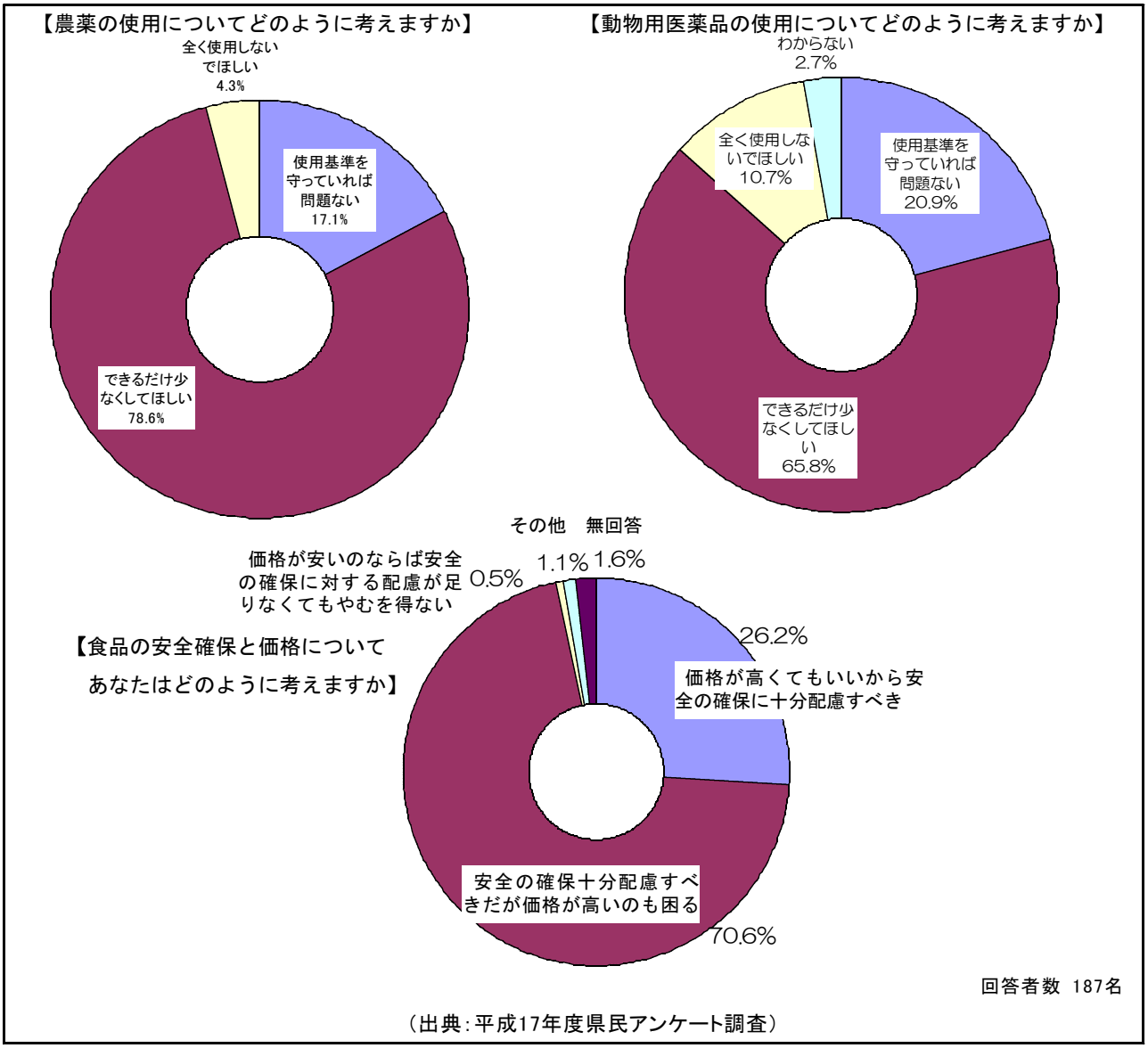

取 組 方 針

○　県は、消費者、食品関連事業者の相互理解を深めるため、お互いに情報や意見を交換できる場の提供を推進します。

県 の 取 組

1　消費者、食品関連事業者、県の相互理解をすすめるイベント等の開催

県は、消費者、食品関連事業者の相互理解の推進のため、相互に関心の高いテーマや伝えたいテーマによる意見交換会などを開催します。

また、新潟県における食の安全・安心に関する情報の共有を進めるため、参加者が能動的に取り組めるようアンケートやクイズなどを活用したイベントを開催します。

2　にいがた食の安全・安心審議会の開催

条例に基づく「にいがた食の安全・安心審議会」を定期的に開催し、審議会からの食の安全・安心施策に対する意見や提言を活かした施策実施に努めます。

3　関係団体が行う相互理解の取組の支援

関係団体などが主催するリスクコミュニケーション*などの取組に対し、必要な支援を行います。

4　消費者が自ら行う食の安全・安心に関する取組に対する支援

消費者が自ら企画する食の安全・安心に関する取組に対し、講師や説明者の派遣、ホームページ等での取組の紹介など必要な支援を行います。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や消費者との意見交換会やリスクコミュニケーション、交流会などを企画し、また積極的に参加し、それぞれの立場の意見についての理解を深めるとともに、自らの意見についても積極的に発言します。

消　　費　　者：行政や食品関連事業者との意見交換会やリスクコミュニケーション、交流会などを企画し、また積極的に参加し、それぞれの立場の意見についての理解を深めるとともに、自らの意見についても積極的に発言します。

行政や食品関連事業者の取組について、どこに不安があり、どうすれば安心できるか積極的に意見を述べます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
県民意見交換会の開催回数	4回	7回	14回
にいがた食の安全･安心審議会の開催回数	4回	3回	3回

施策１４　自主基準の設定及び公開の推進

現状と課題

平成１７年度に実施した県民アンケート結果では、回答者の約６割が食品関連事業者や製品に関する情報の公開を求めており、５割以上が食の安全・安心に積極的な取組をしている事業者から食品を購入すると答えており、事業者から消費者への情報提供をより一層進めることが重要です。

消費者が食の安全・安心に積極的に取り組んでいる食品関連事業者を選択するためには、事業者が自主的に安全・安心を高めるような取組を行い、それを自ら公開することにより、消費者に食品選択の目安を提供し、消費者との信頼を深めるシステムの構築が求められています。

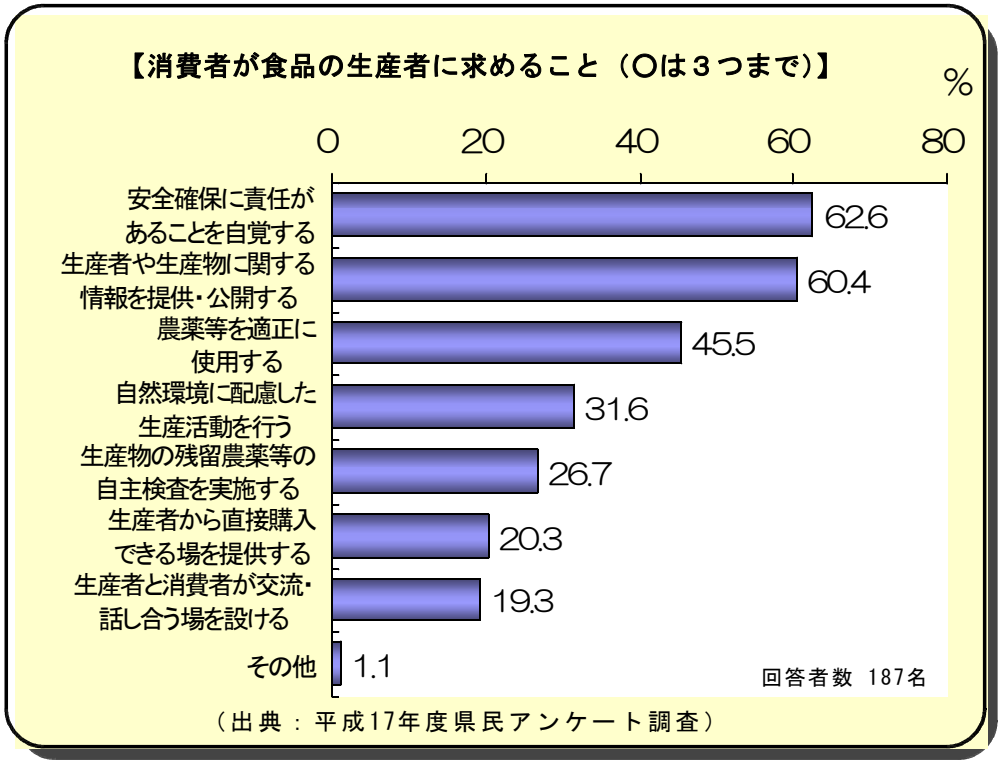

取 組 方 針

○　食品関連事業者が、自ら食の安全・安心に関する基準を設定し公開することにより、県民が食品を選択する際の目安を提供します。

県 の 取 組

１　自主基準の設定・公開制度*の創設、普及　（再掲）

県は、食品関連事業者が自ら食の安全・安心に関する取組として、県のガイドラインに従って自らの自主基準や遵守状況を公開する制度の創設を検討します。

この制度は、食品関連事業者の食の安全・安心に対する取組を消費者に伝え、意識の高揚を図るとともに、県民が食品を選択する際の目安を提供するものです。

２　外食での牛肉の原産地表示の推進　（再掲）

米国産牛肉の輸入再開により、消費者からは、外食での牛肉の原産地表示を望む声が強まっていることから、外食での牛肉の原産地表示に関する県の指針を定めるとともに、指針に基づく取組を推進するため、「外食の原材料原産地表示取組宣言制度」を創設し、表示の推進を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：自らの食の安全・安心に関する取組について、自主基準の設定・公開制度などを活用して積極的に公表し、消費者の理解を得るよう努めます。

消　　費　　者：自主基準の設定・公開制度の意味や効果を理解し、同制度に基づき提供されている食の安全・安心に関する情報を目安に店舗の利用や製品の選択を行うなど、同制度を自らの消費行動に積極的に活用するよう努めます。

施策１５　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進

現状と課題

消費者が食料の生産・加工現場に直接触れる機会が少なくなり、食への理解が低下する中で、全国的にはＢＳＥや大規模食中毒の発生、食品の偽装表示の発覚、誤った情報の氾濫などにより食への不安感は増大しています。

地産地消の取組や様々な教育機会の提供等により食育を推進することで、消費者の本県農林水産業や食の安全・安心に関する知識を深めることが求められています。

取 組 方 針

○　新潟県食育推進計画に基づく食育の推進を通じて、新潟の食を生み出す農林水産業への理解を深め、食の安全・安心に関する正しい知識の普及を図るための取組を進めます。

県 の 取 組

１　食の安全・安心に関する知識の普及

家庭、学校、地域の各場面において、市町村、関係者・団体などと連携・協働し、食育を県民運動として推進することにより、食の安全・安心に関する正しい知識の普及を図り、消費者がその知識を基にして、食品を選択できる力を習得する取組を進めます。

２　食育を通じた本県農林水産業に対する理解の推進

学校給食における県産農林水産物の使用促進や生産者と消費者の交流促進、学校における農林漁業体験学習の推進など、地産地消の取組や様々な教育機会の提供等により食育を進めていくことで、消費者の本県農林水産業に対する理解の推進を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：自ら積極的に食育の推進に努めるとともに、県や市町村、関係団体などが行う食育の取組に積極的に協力します。

消費者との交流等を通じ、食の安全に関する自らの取組への理解を深めるよう努めます。

消　　費　　者：県や市町村、関係者・団体などが行う食育の取組に積極的に参加するなど、食に関する知識及び食品を選択する力の習得に努めます。

地産地消運動などを通じて、食の安全・安心に関する生産者の取組や生産物への理解を深めます。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合　（再掲）	23.6%	35.0%	50.0%
県ホームページ「食の安全インフォメーション」 年間閲覧数　（再掲）	10,936	20,000	30,000
食育に関心を持つ県民の割合	59.8%	75%	90%以上
健康づくり支援店指定数　（再掲）	874店	1,250店	1,700店以上
食育ボランティア登録数	165人	200人	200人
学童等体験活動参加者数（修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生等の数）　（再掲）	87,418 人・日 （平成16年）	110,000 人・日	130,000 人・日
学校給食における地場産農林水産物の使用割合	27.1%※ （平成16年）	30%	30%

※この調査の対象月は、６月と１１月です。

施策１６　食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及

現状と課題

この条例では「食の安全・安心に関する県の施策に対し必要に応じ意見を表明すること」を県民の役割と規定しており、施策の申出制度は、意見を表明するための一つの仕組みとして定められたものです。

県民がこの制度を利用し、食の安全・安心行政に積極的に意見を表明し、透明度の高い処理が行われることで、県の施策に対する信頼感も高まることから、制度の周知を進め、県民の積極的な行動を促す必要があります。

取 組 方 針

○　施策の申出制度の普及啓発を行います。

県 の 取 組

１　施策の申出の受付窓口や制度の周知

県ホームページや新聞等の広報媒体、各種団体の機関紙等を活用し、施策の申出窓口や制度の周知を行い、制度の利用を推進し、県が行う食の安全・安心に関する施策に県民の意見を反映させます。

関係者の役割

食品関連事業者：県の行う食の安全・安心に関する施策は、食品関連事業者が行う取組に大きな影響を与えることから、それらの施策に関する情報を入手し、協力するとともに、よりよい取組を進めるためその施策に改善が必要な場合は、制度を利用し積極的に意見を表明します。

消　　費　　者：県の行う食の安全・安心に関する施策が日々の食生活にどのように関わりがあるのかに心を持ち、よりよい食生活を送る上でその施策に改善が必要な場合は、制度を利用し積極的に意見を表明します。

施策１７　食に起因する危害情報の申出制度の普及

現状と課題

食品等の流通は広域化が進み、ひとたび食品等による健康被害が発生した場合は、多数の消費者へ影響が及ぶことも考えられます。

食品等を原因とする健康被害について積極的に情報収集を行い、早期に適切な対応をとることにより被害の拡大を防止することができることから、より県民が相談しやすい窓口を設け、情報に基づき被害拡大防止を図る体制を構築することが必要とされています。

取 組 方 針

○　危害情報の申出制度の普及啓発を行います。

県 の 取 組

１　危害情報の申出の受付窓口や制度の周知

県ホームページや新聞等の広報媒体、各種団体の機関紙等を活用し、危害情報の申出窓口や制度の周知を行い、制度の利用を推進し、健康を損なうおそれのある食品等の情報を収集し、その情報に基づき調査を行い健康被害の発生や拡大の防止を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：食の安全性の確保には、自らがその第一義的責任を有していることを認識し、食品に関する危害情報を入手した場合は、迅速に情報提供を行うとともに、速やかに必要な対策を実施します。

消　　費　　者：日頃から食品の安全性に関心を持ち、食品に関する危害情報を入手した場合は、制度を利用し積極的に申し出ます。

施策１８　国や他の自治体との協力体制の整備

現状と課題

食品等の流通は輸入も含め広域化が進んでおり、その安全・安心確保対策には、県域を越えた国や他の自治体との協力体制が不可欠です。

平成１４年に関係都道府県で結成された全国食品安全自治ネットワーク*は、加盟自治体も増え情報交換等の役割を果たしており、都道府県間の横の連携はとれつつあります。

一方、食の安全・安心の推進は市町村においても重要な課題となっておりますが、県と市町村の間の食の安全・安心に関する意思疎通や情報交換のチャンネルは依然少ない状況となっており、連携体制の構築が必要となっています。

取 組 方 針

○　国や他の都道府県、市町村等との連携体制を構築し、食の安全・安心確保対策に取り組みます。

県 の 取 組

１　国への協力要請、食の安全・安心に関する施策の提言

内閣府の食品安全委員会をはじめ関係省庁との連携や情報交換を一層進めるとともに、施策の実施にあたっては相互協力に努めるほか、必要に応じて食の安全・安心に関する施策の提言を行います。

２　全国食品安全自治ネットワークへの参加、活用

群馬県等が運営する全国食品安全自治ネットワークに引き続き参加し、情報の共有化や都道府県が連携した施策を実施します。

３　県内市町村との連携強化

市町村との食の安全・安心に関する情報の共有化を図るため、電子メールを活用した情報ネットワークの構築を検討するとともに、地域住民への情報提供にあたっては、市町村と協力して行います。

関係者の役割

食品関連事業者：県が国や他の自治体などと連携して行う食の安全・安心に関する取組についての情報を集め、協力するとともに、必要に応じて県の施策に対する意見を表明します。

消　　費　　者：県と市町村が地域において行う食の安全・安心への取組について積極的に参加・協力するとともに、必要に応じて意見を表明します。

施策１９　食の安全・安心に係る人材の育成

現状と課題

食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者と消費者の相互理解を深め、安全の確保と安心感の醸成を図ることが重要です。

そのためには、生産から消費に至る各段階で専門的な知識を有する人材を育成し、そういった人々が地域や業界のリーダーとして様々な形で知識の普及啓発に努めていくことが必要です。

取 組 方 針

○　食の安全・安心に関する正しい知識の普及を行うため、生産から消費に至る各段階での専門知識を有する人材の育成に努めます。

県 の 取 組

１　食品衛生指導員*の養成及び継続教育

食品営業者の自主管理指導を行っている(社)新潟県食品衛生協会の食品衛生指導員の養成と継続教育について、今後とも県として取り組みます。

２　にいがた食の安全・安心サポーターの設置

きのこの食・毒鑑別のできる人材や、食品衛生に関する高度な知識を有する人材を「にいがた食の安全・安心サポーター」として委嘱し、サポーターによる食品関連事業者や消費者への正しい知識の普及を図ります。

３　食品衛生監視員*のＨＡＣＣＰ(ハサップ)に関する指導力強化

保健所などで食品営業施設の指導にあたる食品衛生監視員を対象にＨＡＣＣＰ(ハサップ)システムに関する専門的な研修を行い、食品営業者のＨＡＣＣＰ(ハサップ)システムの導入・運用に関し、支援が行えるよう指導力の強化を図ります。

４　農薬管理指導士の確保・育成

農薬に関する高度な知識と農薬使用者に対する指導力を有する農薬販売者や防除業者等の人材を農薬管理指導士として、確保・育成し、農薬使用者に対する農薬の適正使用の普及を図ります。

５　食育ボランティアの登録・育成及び活動支援

食に関する専門的知識・技術（資格、経験等）を持ち、地域レベルでの「食生活指針」の普及定着等の食育実践活動をお手伝いいただく食育ボランティアを登録・育成し、その活動を支援します。

関係者の役割

食品関連事業者：食の安全・安心に関する専門的な知識を有する人材の計画的な育成に努めるとともに、県などに協力し、他の食品関連事業者や消費者への正しい情報の伝達、普及に努めます。

消　　費　　者：食の安全に関心を持ち、知識の研鑽に努めるとともに、自らの専門知識や経験を生かし、県などが行う食の安全・安心に関する取組に参画します。

取 組 指 標

項　目	現状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目標 （平成24年）
にいがた食の安全･安心サポーター数	34人	40人	40人
食品衛生監視員のHACCP（ハサップ）研修受講率	89%	94%	100%
農薬管理指導士資質向上研修受講者数	652人	700人	700人
食育ボランティア登録数　（再掲）	165人	200人	200人

施策２０　環境保全に配慮した事業活動の推進

現状と課題

県民の環境保全に対する意識の向上などから、農林水産業や食品製造業などの食品関連事業者の事業活動においても、環境に優しい取組が求められています。

そのため、食品関連事業者は、環境と調和した持続的な生産を行い、事業活動に伴う廃棄物を削減するなど環境に対する負荷を減らす対策が求められています。

取 組 方 針

○　食品関連事業者に対し、事業活動に際しては環境に配慮したものとなるよう指導します。

県 の 取 組

１　環境保全型農業の推進（再掲）

たい肥等有機質資源を利用した土づくりを基本とし、化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減した栽培の実践を通じ、環境と調和した環境保全型農業を推進します。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境保全型農業を実践する農業者をエコファーマー*として認定します。

２　家畜排せつ物法*の遵守状況の巡回調査などによる監視、指導

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の推進を図るため、農家の巡回調査などを行い、家畜排せつ物の管理基準の遵守状況の監視、指導を行います。

３　食品関連事業者の適正な廃棄物処理、排水処理等の推進

食品関連事業者の監視指導を行う際には、法に基づく適正な廃棄物処理、廃水処理にがなされているか確認し、必要な指導を行います。

関係者の役割

食品関連事業者：環境を汚染することがないよう配慮した事業活動を行い、廃棄物を減らすなど環境に対する負荷を減らすよう努めます。

また、食品加工残さ等の有機資源について、たい肥等への活用を図ります。

消　　費　　者：環境保全活動の社会的な重要性や必要性を理解し、環境保全活動に積極的な食品関連事業者の店舗の利用や製品を消費することなどにより、消費活動を通じて環境保全活動が進むよう努めます。

また、自らも環境に配慮した食品の利用や廃棄物を減らす取組などを積極的に行います。

関係者の役割

食品関連事業者：食の安全・安心に関する専門的な知識を有する人材の計画的な育成に努めるとともに、県などに協力し、他の食品関連事業者や消費者への正しい情報の伝達、普及に努めます。

消　　費　　者：食の安全に関心を持ち、知識の研鑽に努めるとともに、自らの専門知識や経験を生かし、県などが行う食の安全・安心に関する取組に参画します。

取 組 指 標

項　目	現　状 （平成18年）	中間目標 （平成20年）	目　標 （平成24年）
特別栽培農産物等面積* （再掲）	9,403ha （平成17年）	35,000ha	55,000ha
エコファーマー認定者数 （再掲）	1,143人 （平成17年）	2,500人	4,400人
家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合	100%	100%	100%

用 語 説 明

----あ----

衛生管理型漁港

産地卸売市場があり、水揚量が特に多い水産物流通の拠点となる漁港を対象に、国のモデル事業として総合的な衛生管理対策を進める漁港。

県内には64の漁港があり、そのうち利用範囲が全国的で特に重要な２港（能生、両津）について、モデル地区としての採択を目標としています。

なお、漁港管理者が行う衛生管理型漁港の整備には、以下のものが含まれています。

・取水、導水施設等の清浄海水導入施設の整備
・防風防雪防暑施設（屋根等）、鳥獣侵入防止施設（シャッター等）の整備
・汚水排水処理施設の整備
・アクセス道路の整備・防塵舗装
・水質浄化施設（漁港内の海水交換、水質改善対策）の整備など

エコファーマー

「土づくり技術」「化学肥料低減技術」「化学合成農薬低減技術」を一体的に取り組む計画を策定し、この計画が県の基準に適合した場合、環境保全型農業を実践する生産者（エコファーマー）として認定しています。

----か----

家畜排せつ物法

正式には「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」といい、畜産業における家畜排せつ物の管理基準や利用促進、指導などが定められている法律です。

牛肉トレーサビリティ法

正式には「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」といい、ＢＳＥのまん延防止措置の実施の基礎とすることを目的に、平成１５年６月に制定されました。

生産者に対し、牛個体識別台帳の作成、出生等の届出、耳標の装着等を義務づけ、特定料理提供業者（焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキを提供する専門店）等に対し、食用牛肉への個体識別番号の表示を義務づけています。

コシヒカリＢＬ

「コシヒカリ」に、いもち病に強い性質をプラスした品種で、平成１７年度から新潟県内で一般栽培が開始されました。従来からの「戻し交配」という育種手法で、１５年の歳月をかけて新潟県が開発したものです。

----さ----

自主基準の設定・公開制度

条例第１６条に基づき、生産者や食品製造業者等が、自ら設定した基準（野菜の農薬散布回数や加工食品の検査と結果公開など）を公開する場を県ホームページ上に設け、自主的な安全取組宣言を支援するものです。

この制度に基づくものとして、平成１８年９月現在「外食の原材料原産地表示取組宣言制度」があり、レストランなどで提供される牛肉の原産地表示を推進しています。

飼養衛生管理基準

食品である畜産物の生産段階での衛生管理が、食の安全性確保、国民の健康保護のために重要なことから、衛生管理をより的確に行い健康な家畜を生産するために、平成16年9月に家畜伝染病予防法で新たに定められた基準です。

基準は10項目で構成されており、主な内容は家畜の病気を予防するため、畜舎等の消毒の励行や飼料や給与水を清潔に保つこと、他の農場などから病気が持ち込まれないように家畜の導入時や野生動物の畜舎内への侵入に注意すること、家畜の健康管理に努めることや獣医師指導を受けることなどが定められています。

食品安全ＧＡＰ（Good Agricultural Practice）

農産物の生産から流通までの過程で、食品の安全性を脅かすリスクが発生する場面を予め想定し、その場面ごとの対策を確実に実施し、その内容を記録することにより、安全性を確保する手法です。

食品衛生監視指導計画

食品関連施設の監視指導や検査を計画的かつ効率的に行うため、食品衛生法に基づいて新潟県及び保健所を設置している新潟市が毎年策定している計画です。内容は、給食施設、食品製造施設、スーパーマーケット、鶏卵選別包装施設、と畜場、食鳥処理場などの食品営業関連施設の監視指導項目、監視回数や食品の計画検査数などを定めています。

監視や検査の結果については、毎年公表し、県ホームページ「食の安全インフォメーション」に掲載しています。

食品衛生指導員

食品衛生指導員は、社団法人新潟県食品衛生協会長から委嘱され、食品関係営業者の自主管理体制の確立や消費者に対して食中毒予防などの普及啓発を行っています。

県内では、約２，２００名の食品衛生指導員が地域での施設巡回指導などを行い、食中毒予防啓発など自主衛生管理活動に取り組んでいます。

食品表示ウォッチャー

県民公募により委嘱し、それぞれの地域における食品販売店での表示状況について消費者視点に立った調査・報告をしていただいています。

ウォッチャーには法に基づく検査権限は付与されないことから、報告を受けた不適正案件については、県が確認の上、必要に応じ指導を行っています。

生物的・耕種的・物理的防除法

従来の化学合成農薬に依存した病害虫防除でなく、天敵の使用や病害虫が発生しにくい栽培方法、資材等を活用した環境にやさしい病害虫防除の方法です。

(具体例)生物的防除：天敵やフェロモンを利用した害虫密度の低下

耕種的防除：抵抗性品種の導入や接ぎ木、輪作、雨よけ栽培、換気による湿度低下など

物理的防除：防虫ネットによる害虫の侵入防止、熱湯や蒸気による土の消毒など

全国食品安全自治ネットワーク

群馬県、岐阜県、佐賀県の３県が提唱県となり、食品の広域化や多様化に対応するため、全国の地方自治体による知恵と情報の連携を図るため設置された会議です。

総合衛生管理製造過程承認制度とは

食品衛生法第13条に基づくＨＡＣＣＰによる総合的な衛生管理のことで、実施している施設が厚生労働大臣の審査を受け、承認を受けることができる制度です。

厚生労働省では、乳、乳製品、魚肉練り製品、食肉製品、清涼飲料水、レトルト食品の６食品群について平成９年から承認を行っており、県内の承認施設は平成１８年１０月末現在で８施設となっています。

----た----

地産地消運動

「地域で生産された農林水産物をその地域で消費する取組」として位置付け、消費者や生産者、流通関係者等が一体となって、①生産者の顔が見える「安全」「安心」「高品質」な県産農林水産物の提供による県民満足度の向上、②地域の消費者（実需者）ニーズを的確に捉えた生産・販売による県内農林水産業の持続的発展」をねらいとした取組であり、新潟県では、県内全域をその地域として捉え、運動を推進しています。

特別栽培農産物等面積

化学合成農薬と化学肥料の使用量を、慣行からそれぞれ３割以上減らした農産物の栽培面積のことです。

トレーサビリティ

食品の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産や流通業者は、媒体（ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ、ICタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステムです。

----な----

新潟県健康福祉ビジョン

県民一人一人が、自分らしい、満足度の高い人生を送ることができるよう、平成２８年までの、目指すべき健康福祉施策の方向を示した計画です。

新潟県食育推進計画

新潟県食育推進計画とは、平成17年に制定された食育基本法第17条に規定する都道府県食育推進計画に位置づけるもので、本県の地域特性を取り入れた総合的な食育を推進するための県計画です。

新潟県「夢おこし」政策プラン

これまでの新潟県長期総合計画に代わり、「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現」を基本理念とした、新しい県の最上位の行政計画です。

にいがた農林水産ビジョン

本県農林水産業・農山漁村の情勢や今後の変化に的確に対応していくため、生産者、農林漁業団体、県民、市町村、県がそれぞれの役割分担のもとに取り組むべき課題と、その方向を示す指針です。

農薬危被害防止運動

農薬により県民や環境、また農作物に被害が及ぼさないよう、毎年６～８月15日にかけて農薬の適正使用について意識啓発を行うものです。

農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数

県内には農薬販売店が約1,800店あり、また、県では病害虫の発生状況調査や適正防除等を指導する病害虫防除員を約450人任命しています。県病害虫防除所では、こうした方々のうち、毎年500人程度を対象に農薬の適正販売や適正使用を推進するための講習会を開催しておりますので、現状の取組を踏まえ受講者数を設定しました。

なお、農薬の適正使用等の指導については、県地域機関や農薬について専門的な知識を有した農薬管理指導士をはじめ、講習会受講者等から指導的な役割を担って頂いています。

----は----

ＨＡＣＣＰ（ハサップ）

食品衛生管理の方法の一つで、製造工程中の重要な管理ポイントを常に監視し、すべての製品の安全性を保証しようとするものです。この考え方は、家畜の生産段階から応用されています。

ＨＡＣＣＰ（ハサップ）方式導入農場の認定

健康な家畜を飼育し安全な畜産物を供給するために、ＨＡＣＣＰの考え方に基づく衛生管理手法（ＨＡＣＣＰ方式）を畜産農家に普及・推進し、この方式を導入した農場を「畜産安心ブランド生産農場」として（社）新潟県畜産協会が認定しています。

平成18年3月末現在、92農場（豚 55、肉用牛10、採卵鶏13、ブロイラー14）が認定されています。

ポジティブリスト制度

原則すべての農薬等について、残留基準（基準が設定されていない農薬等については一律基準を適用）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を原則禁止する制度です。

----ら----

リスクコミュニケーション

行政や消費者、事業者、専門家などの間でリスク(食品中に危害が存在する結果として健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)に関する情報及び意見を相互に交換することです。

附録

にいがた食の安全・安心条例　新潟県条例第81号

目次

第１章　総則（第１条－第８条）
第２章　食の安全・安心に関する基本的施策（第９条－第22条）
第３章　使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止（第23条－第25条）
第４章　にいがた食の安全・安心審議会（第26条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、食の安全・安心について、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県が食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって県民の健康を保護すること並びに県民が安全で安心な食生活を享受でき、及び安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 食の安全・安心　食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。

(2) 食品等　食品（すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。以下同じ。）及び添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第２項に規定する添加物をいう。以下同じ。）、器具（同条第４項に規定する器具をいう。以下同じ。）並びに容器包装（同条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 食品関連事業者　食品若しくは添加物、器具又は容器包装の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

(4) 生産者　食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成される団体をいう。

（基本理念）

第３条　食の安全・安心は、県民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に行われなければならない。

２　食の安全・安心は、必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の過程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

３　食の安全・安心は、食料供給県としての役割にかんがみ、農林水産物その他食品の生産、製造、加工等の段階において特に行われなければならない。

４　食の安全・安心は、科学的知見に基づき行われなければならない。

５　食の安全・安心は、消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行われなければならない。

６　食の安全・安心は、食品等の安全性と環境の密接な関係に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国、他の都道府県及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

（食品関連事業者の責務）

第５条　食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、自らの事業活動が県民の健康に大きく影響を及ぼすことを自覚し、自らが提供する食品等の自主検査を推進する等自主的に食品等の安全性の確保に取り組まなければならない。

２　食品関連事業者は、その事業活動に係る食品等に関する情報の公開、消費者との積極的な意見の交換等を通じ、食品等に対する消費者の信頼の確保に努めなければならない。

３　食品関連事業者は、食品等の安全性と環境が密接に関係していることを踏まえ、その事業活動が環境に与える影響に配慮しなければならない。

４　食品関連事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

（県民の役割）

第６条　県民は、食品等の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品等の安全性、健全な食生活等に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

２　県民は、食品関連事業者が食の安全・安心について積極的に取り組むことができるように、その取組について理解を深めるとともに、その取組に協力するよう努めるものとする。

３　県民は、食の安全・安心に関する県の施策に対し必要に応じて意見を表明し、及びその施策に協力するよう努めるものとする。

４　県民は、自らが行う食品等の消費行動が環境に様々な影響を与え、それが食品等の安全性に関係していることを踏まえ、食品等の消費に当たっては環境に与える影響への配慮に努めるものとする。

（財政上の措置）

第７条　県は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の調整）

第８条　県は、食の安全・安心に関する施策の実施に当たり、関係法令を所管し、又はこれに関連する事務若しくは事業を行う県の各機関が常に緊密な連絡を保ちつつ相互に施策の調整を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第２章　食の安全・安心に関する基本的施策

（基本計画）

第９条　知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

４　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。

５　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。

７　知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表しなければならない。

（安全で安心な食品等の提供の促進）

第10条　県は、安全で安心な農作物等の生産を促進するため、生産の各段階における安全性の確保のための取組の促進、生産技術の開発及びその成果の普及、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　県は、安全で安心な畜産物の生産を促進するため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理の指導及び促進、家畜伝染病等の検査、監視及び防疫体制の整備、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

３　県は、安全で安心な水産物の提供を促進するため、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、漁獲の場所等の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　県は、安全で安心な加工食品の提供を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、加工食品の製造、加工等における高度な衛生管理のための手法の導入に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

５　県は、前各項に定めるもののほか、安全で安心な食品等の提供を促進するため、添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用方法の指導、それらに関する自主的な検査の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

６　県は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第２条第２項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

（一貫した監視等の実施）

第11条　県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

（食品等の適正な表示等）

第12条　県は、食品関連事業者に対し、食品等の表示及び広告が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示及び広告が食品等に対する消費者の信頼の確保に配慮したものとなるよう普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（危機管理体制の整備）

第13条　県は、食品等の消費に起因する県民の健康への重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態に対処し、及び当該事態の発生を防止するため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（研究開発の推進）

第14条　県は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、食品等の安全性に関する研究開発を推進し、及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第15条　県は、食の安全・安心に関する情報を積極的に収集するとともに、消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を必要に応じて迅速かつ正確に提供するものとする。

２　県は、食品関連事業者が消費者に対して行うその事業活動に係る正確かつ適切な情報その他の食の安全・安心に関する情報の提供の促進に必要な支援を行うものとする。

３　県は、食の安全・安心に関し、消費者、食品関連事業者及び県が相互に情報及び意見の交換を行い、消費者及び食品関連事業者が相互に理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（自主基準の設定及び公開）

第16条　食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品等を選択することができるように、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。

２　県は、前項の規定により食品関連事業者が行う基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（食育の推進）

第17条　県は、県民が食品関連事業者の活動、自らの食生活等に関心を持ち、食の安全・安心に対する理解を深めることができるように、地産地消（地域で生産された農林水産物を当該地域で消費す

ることをいう。)の推進、食品等の安全性に関する様々な教育の機会の提供等により、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。)の取組を推進するものとする。

２　県は、前項の取組を推進するに当たっては、家庭、学校、地域等で相互に緊密な連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（施策の申出）

第18条　県民は、県の行う食の安全・安心に関する施策に改善が必要であると認めるときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

２　県は、前項の申出（以下「施策の申出」という。)があったときは、必要な調査を行い、当該施策の申出に係る処理の経過及びその結果を当該施策の申出をした者に対し通知するものとする。

３　県は、施策の申出の処理に当たって必要があると認めるときは、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴くものとする。

４　県は、施策の申出の趣旨及びその処理の結果を公表するものとする。

（危害情報の申出）

第19条　県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手したときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

２　県は、前項の申出があったときは、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他の措置を講ずるものとする。

（国等への協力要請及び提言）

第20条　県は、食の安全・安心を図るために必要があると認めるときは、国等に対し、必要な協力を求め、又は食の安全・安心に関する施策の提言を行うものとする。

（人材の育成）

第21条　県は、食の安全・安心に係る専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

（環境保全施策との連携等）

第22条　県は、食の安全・安心に関する施策の策定に当たっては、食品等の安全性と土壌、地下水、河川、海域等の環境が密接に関係していることを踏まえ、これらの汚染の防止その他の環境保全のための施策と十分に連携を図るとともに、食品関連事業者による事業活動が環境に配慮したものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

第３章　使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止

（出荷等の禁止）

第23条　生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条の規定により使用を禁止された農薬を使用し、生産された場合

(2) 農薬取締法第12条第１項の基準に違反して農薬を使用し、生産された場合

(3) 薬事法第83条の３の規定により使用を禁止された医薬品を使用し、生産された場合

(4) 薬事法第83条の４第１項の基準に違反して動物用医薬品を使用し、生産された場合

（報告及び立入検査等）

第24条　知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、生産者に対し、その業務に関し報告又は生産された農林水産物その他資料の提出を求めることができる。

２　知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、生産者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるとき

は、これを提示しなければならない。

4　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告及び公表）

第25条　知事は、生産者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該生産者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第23条の規定に違反して生産者が農林水産物を出荷し、又は販売したとき。

(2) 第24条第１項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

(3) 第24条第２項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2　知事は、前項の規定による勧告をした場合において、生産者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、別に定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

3　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該生産者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急に公表する必要があるため、当該意見を述べる機会を与えることができない場合は、この限りでない。

第４章　にいがた食の安全・安心審議会

第26条　この条例の規定によりその権限に属させられた事項その他食の安全・安心に関する重要事項を調査審議させるため、にいがた食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、食の安全・安心に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

3　審議会は、委員15人以内で組織する。

4　前項に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5　委員及び特別委員は、消費者、食品関連事業者及び学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

6　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　委員は、再任されることができる。

8　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは解職されるものとする。

9　審議会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第９条、第16条、第18条及び第４章の規定は平成18年４月１日から、第３章の規定は同年６月１日から施行する。

（検討）

2　県は、この条例の施行後３年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

にいがた食の安全・安心審議会規則　新潟県規則第29号

（趣旨）

第１条　この規則は、にいがた食の安全・安心条例（平成17年新潟県条例第81号）第26条第10項の規定に基づき、にいがた食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　特別委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。

５　審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第４条　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

２　専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員又は特別委員のうちから、会長がこれを指名する。

３　部会で決議した事項は、部会長が次の審議会に報告しなければならない。

４　前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条第１項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、福祉保健部生活衛生課において行う。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。